

4つの段階に応じた具体的な取組

目標（段階）	取組の視点	具体的な取組内容
I 未然防止	教員の指導力の向上と組織的対応 いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組	学校いじめ対策委員会の全校設置、学校いじめ防止基本方針の策定、学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ、学校サポートチームの全校設置、いじめに関する研修の実施 「いじめに関する授業」の実施、弁護士等を活用した法教育の実施、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援、都教委によるいじめ防止カードの作成・配布
II 早期発見	いじめの「見える化」① ～子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知～ いじめの「見える化」② ～被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信～ 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見 保護者・地域との連携	定期的な「生活意識調査」の実施、スクールカウンセラーによる全員面接、定期的な個人面談の実施、全教員による校内巡回等を通じた子供の観察、関係機関との連携による学校非公式サイト監視 効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用、学校いじめ相談メール等の実施、都教委作成のいじめ防止カードの活用①、言葉の暴力撲滅キャンペーン等児童会・生徒会等による主体的な取組への支援 子供の行動の記録、ファイリングの徹底、ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有、「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見 学校便りや保護者会の積極的な活用、保護者相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの保護者への紹介、児童館や学童クラブとの連携
III 早期対応	学校いじめ対策委員会を核とした対応 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組 所管教育委員会・関係機関との連携 保護者・地域との連携	把握した情報に基づく対応方針の策定、学校いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化 被害の子供の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア、加害の子供に対する組織的・継続的な観察・指導等、いじめを伝えた子供の安全の確保、都教委作成のいじめ防止カードの活用② 所管教育委員会への報告と所管教育委員会による支援、学校サポートチームを通じた警察・児童相談所等との連携・協力 いじめ対策保護者会の開催、PTAの活用、地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施
IV 重大事態への対処	被害の子供の保護・ケア 加害の子供への働きかけ 所管教育委員会・関係機関との連携 保護者・地域との連携 いじめ防止対策推進法に基づく対応	被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護、スクールカウンセラーによるケア、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア、適応指導教室への通級等の実施 別室での学習の実施、警察への相談・通報、懲戒や出席停止、加害の子供とその保護者に対するケア 所管教育委員会への報告と連携、児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携、都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用 いじめ対策緊急保護者会の開催、PTAの活用、民生・児童委員等との連携 法第28条に基づく調査、法第30条に基づく再調査